

障害者雇用と障害者の働く場作り

－障害者の就労支援を行う法人に対するアンケート調査結果から－

○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 内木場雅子 (008956)

キーワード：障害者雇用・非営利法人・企業

1. 研究目的

わが国における障害者の就職とその定着は、確実に進歩しているが、まだ十分とはいえない状況にある。例えば、従業員 1,000 人以上のいわゆる大企業においては、特例子会社の制度などの利用で「障害者雇用率」（以下、「雇用率」という）を達成することは可能である。しかし、すべての雇用されている障害者のなかで特例子会社での雇用障害者数の割合は大きくはない。また、障害者雇用納付金制度の対象事業主（以下、「対象事業主」という）である常用労働者数 100 人を超える企業では、設備投資などの資本を考えると特例子会社の設立は容易ではない他、特例子会社の制度による障害者雇用や雇用率達成は難しいと考えられる。今後、障害者雇用や雇用率（平成 26 年は実雇用率 1.82%）達成（平成 26 年の雇用率達成企業の割合は 44.7%）をどのように進めていくのかを考える必要がある。

一方、障害者の就労支援機関の就労支援も困難な状態であるといえる。年間平均で雇用者が 1 名未満の就労移行支援事業所が半数をしめる（雇用率の平均では 11%）。就労支援機関では、職員が実際の就労支援活動にあてられる時間が少なく、施設内の作業や定例業務に費やされている。そして多くの「非営利法人」¹は、障害者の実習先・就職先の確保が難しく障害者の職業自立を支援することが難しい。また、障害者総合支援法（以下、「支援法」という）の施行と改定に伴い就労の支援が強化されている。なかでも障害者の就労では、目標の達成度に応じた報酬体系の導入と加算配分の見直し等がなされたが、企業との関わりに課題を抱えるところがみられ、障害者の職業自立支援は必ずしも十分とはいえない状況にある。

このような状況から今後、障害者雇用を進めていくうえで企業にとっても「障害者の就労支援を行う法人」（以下、「非営利法人」という）にとっても、新たな取り組みを模索する必要がある。また、企業と非営利法人がともに障害者の雇用を目指すことは、地域課題の解決とともに、1 つの雇用モデルの提案につながる新たな価値を創出する可能性が考えられる。

2. 研究の視点および方法

¹ ここでは社会福祉法人、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人を含む）、医療法人（医療法人社団、医療法人財団、社会医療法人を含む）、学校法人、社団法人（公益社団法人、一般社団法人）、財団法人（公益財団法人、一般財団法人を含む）、宗教法人、協同組合、事務組合、広域連合をいう。

「企業と非営利法人がともに障害者雇用や働く場作りを行う」（以下、「働く場を作る」という）を行う先行事例を調べ、担当者から直接、聴き取り調査を実施した。その結果、企業と非営利法人がともにその強みを活かし不得手な部分を補完する、企業と非営利法人が障害者雇用のために調整を行うことで、働く場や仕事を確保する、障害者の作業指導をする上でのノウハウにより個々の問題を解決することで、障害者の雇用管理や職場定着等に効果をあげていることがわかった。そこで、「非営利法人」（以下、「法人」という）を対象²にアンケート調査を実施し、法人の状況や「働く場を作る」についての考えを把握した。今回は、結果を報告（社会福祉法人の結果も併せて）し障害者雇用について考えたい。

3. 倫理的配慮

アンケート調査の結果は、独立行政法人個人情報保護法に基づき、厳重に管理する他、個別（法人）情報が特定できないように処理し回答者（法人）が特定されることはない。

4. 研究結果

アンケート調査の対象は 5,557 件、その回答は 2,044 件であった（社会福祉法人の回答は 950 件）。法人の年収では、1,000 万円～5,000 万円未満が多かったものの、社会福祉法人の年収では、1 億円以上が 417 件、1,000 万円未満が 41 件であった。「働く場を作る」に取り組むことと法人の年収との関係では、300 万円～500 万円未満が多かったが、社会福祉法人と年収との関係では、5,000 万円～1 億円が多かった。「働く場を作る」に取り組むことと法人の職員数との関係では、はっきりしたことはみられなかった。「働く場を作る」具体的なきっかけでは、「法人自ら相手を探した成果の 1 つ」「企業（相手）からの打診」が圧倒的に多かった。「働く場を作る」相手（企業）の業種は、製造業、その他サービス業、医療・福祉、農業、卸売・小売業、飲食店・宿泊業が順に多かったものの、ほとんどの業種で可能であることがわかった。

「働く場を作る」という考え方について、現在、「働く場を作る」に取り組む法人は、「企業との障害者雇用や働く場作りを積極的に進めるべきである」「障害者雇用や障害者の就職のひとつのあり方としてあってよい」が 94%を超えている。また、「働く場を作る」に取り組まない法人においては、約 80%が両者をあげている。

5. 考察

「働く場を作る」は、多くの法人が肯定的に捉えており、積極的に推進することが必要である。今後はさらに、「働く場を作る」を安定したものとするための取り組みについて検討することが必要となる。

² 「障害者総合支援法」の事業（（就労移行支援事業、就労継続支援事業（雇用型・非雇用型））・「障害者の雇用の促進等に関する法律」の事業（障害者就業・生活支援センター事業）・「地域若者サポートステーション事業」のいずれかを行っている法人。ただし、東日本大震災の影響を考慮して岩手県、宮城県、福島県を除いている。